

# 生活保護のしおり

## 【目次】

|    |                             |          |
|----|-----------------------------|----------|
| 1  | 生活保護とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | P 1      |
| 2  | 生活保護を受けるための要件・・・・・・・・・・     | P 1      |
| 3  | 支給される保護費・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | P 2      |
| 4  | 生活保護利用までのながれ・・・・・・・・・・      | P 2, P 3 |
| 5  | 生活保護の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | P 4      |
| 6  | 生活保護を受ける人の権利と義務・・・・・・・・     | P 5      |
| 7  | 届出と申告について・・・・・・・・・・・・・・・・   | P 6, P 7 |
| 8  | 医療機関にかかるとき・・・・・・・・・・・・・・・・  | P 8      |
| 9  | 指導・指示について・・・・・・・・・・・・・・・・   | P 9      |
| 10 | 保護費の返還・徴収について・・・・・・・・・・     | P 9      |
| 11 | その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 9      |
| 12 | 関係機関について・・・・・・・・・・・・・・・・・・  | P 10     |

このしおりは、生活保護制度の仕組みや申請の手続きについて説明したものです。  
わからないことや、相談のある人は、お気軽に市役所1階の福祉総合相談課まで  
お問合せください。

富士宮市福祉事務所

(市役所 福祉総合相談課)

TEL : 0544-22-1144

## 1 生活保護とは

生活保護は、憲法に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度です。また、生活に困窮する世帯が生活保護を受けることは、国民の権利とされています。

## 2 生活保護を受けるための要件

生活保護は世帯単位で行い、世帯員全員が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低生活の維持のために活用することを要件としています。また、扶養義務者の扶養および他の法律に定める扶助は、すべてこの法律に定める保護に優先して行われます。

### (1) 資産の活用とは

不動産、自動車、生命保険、預貯金などの資産を保有している場合は、これらを金銭に換え、生活のために活用してください。なお、ローン付きの住宅や自動車を保有している人については、結果として生活に充てるべき保護費からローンの返済を行うことになるので、原則として保護の適用を行うことはできません（※ 特定の要件を満たす資産については、例外的に保有が認められることがあります。）。

### (2) 能力の活用とは

働くことが可能な人は、その能力を十分に活用して働いてください。

### (3) その他あらゆるものとは

年金、手当などの社会保障給付が受けられる場合は、優先してそれらを利用してください。

### (4) 扶養義務者の扶養とは

親、こども、兄弟姉妹など、民法上の扶養義務がある人から援助を受けることができる場合は、優先して援助を受けてください。なお、援助可能な扶養義務者がいることで、生活保護を利用できなくなるということはありませんが、あなたの世帯に支給された保護金品の全額または一部を、その人から徴収する場合があります。

※ 同一の住居に居住し、生計を一にしている人を原則として、同一世帯として認定します。世帯の一部の人のみで生活保護を受けることは基本的にできません。なお、血縁・婚姻関係になくても、世帯と認定されることがあります。

※ 暴力団員およびその世帯員は保護の適用を受けることができません。

### 3 支給される保護費

世帯の収入と厚生労働大臣の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。なお、世帯の収入が最低生活費を超える場合は、保護の利用はできません。

| 最低生活費<br>(食費、日用品費、家賃、教育費、医療費など)  |          |
|----------------------------------|----------|
|                                  | 不足する生活費  |
| 世帯の収入<br>(給与、年金、手当、仕送りその他あらゆる収入) | 支給される保護費 |

※ 最低生活費は、世帯員の年齢、人数、家賃、障がいの状況などによって変動します。

### 4 生活保護利用までの流れ

#### (1) 相談

お困りごとをお聞きした上で、生活保護のしくみや他の制度などについて説明します。相談時には、生活状況や資産状況、親族との交流状況などを確認します。

#### (2) 申請

相談の結果、生活保護を希望する人は、生活保護を利用するための申請書の提出をお願いします。また、収入や資産の状況、お住まいの状況などを確認できる書類についても併せて提出をお願いします。

#### (3) 調査・審査

生活保護の申請を受け付けましたら、生活状況や資産状況などを確認するための調査を実施します。また、調査は申請時だけでなく、生活保護受給中においても必要に応じて行います。

▲生活状況などを把握するため家庭訪問を行います。

▲預貯金、生命保険、不動産などの資産について、関係機関へ調査を行います。

▲給与、年金、手当、仕送りなど、種類を問わず、あらゆる収入について調査を行います。

▲働くことができるか、主治医などに確認を行います。

▲民法上の扶養義務がある人に対して、仕送りなどの支援ができるか照会を行います。

※ DV（家庭内暴力）や虐待などの経緯があり、その扶養義務者に援助を求めることが、あなたや世帯員の自立を阻害する恐れがある場合には、直接照会は行いません。このような、特別な事情がある場合には、事前に相談してください。

(4) 決定

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かをお知らせします。原則として、申請があった日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合は最長で30日以内）に通知します。

(5) 利用開始

生活保護が利用できることが決定したら、生活保護の申請日にさかのぼって、保護費の支給が始まります。なお、初回の保護費の支給については、決定日から数日かかります。

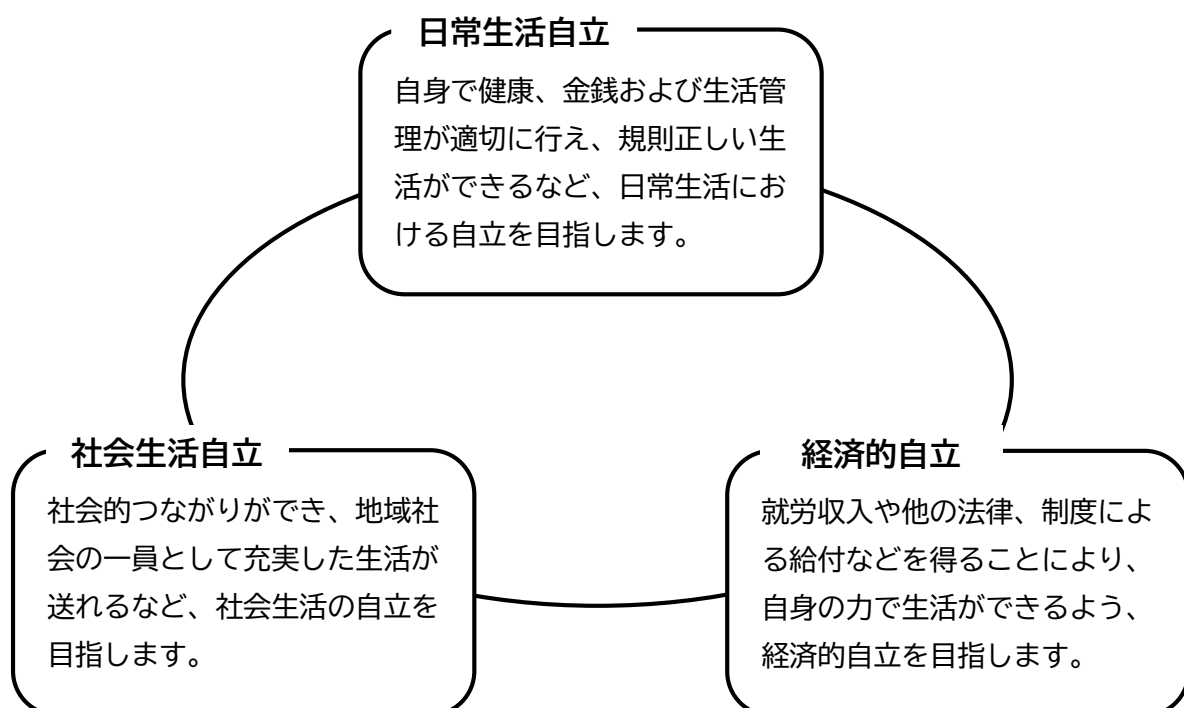
保護費は原則月単位で支給され、預貯金の口座が無いなど、特別な事情がある場合を除き、毎月5日に口座へ振り込みます（5日が土日祝日にあたる場合は、直前の営業日となります。）。

生活保護の利用を開始すると、担当のケースワーカーが定期的な家庭訪問などを行います。このときに、あなたや世帯員の生活の様子や健康状態についてお聞きし、生活保護の目的である自立した生活が営めるよう援助を行います。

※ 住宅扶助費についても、原則当月の5日に支給となります。賃貸契約において家賃等の支払期限が前月中（前家賃）となっている場合は、事前に債権者（大家又は管理会社）に連絡し、家賃等の支払期限について相談をしてください。

※ 自立した生活とは

以下の「3つの自立」に向け、それぞれの利用者に合った援助方針を作成し、自立支援を行っていきます。



## 5 生活保護の種類

保護費の種類は大きく8つの扶助に分かれています。保護費はそれぞれの扶助の支給目的に沿って利用してください。なお、保護費は最低限度の生活の維持を目的として支給されていることから、借金の返済に充てることは認められておりませんのでご注意ください。

### ①生活扶助

食費、被服費、水道光熱費など、日常生活に必要な費用です。世帯員の年齢や人数などにより、算定を行います。



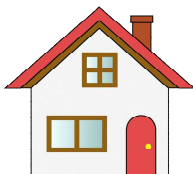
### ⑤介護扶助

介護保険で認められる範囲で、サービスを利用するために必要な費用を支給します。



### ②住宅扶助

家賃、地代、住宅の補修などの費用を定められた限度内で支給します。なお、公営住宅などの家賃は、原則として福祉事務所が直接納付します。



### ⑥出産扶助

出産に必要な最低限度の費用を支給します。



### ③教育扶助

こどもが義務教育のために必要な学用品費、給食費などの最低限度の費用を支給します。



### ⑦生業扶助

高等学校の費用や就職するために必要となる技能、資格取得にかかる最低限度の費用を支給します。



### ④医療扶助

医療機関にかかるために必要な費用、薬代、交通費などを支給します。また、治療に必要な装具なども必要に応じて支給します（詳しくは8ページを確認してください）。



### ⑧葬祭扶助

世帯員が亡くなられた時の葬祭に必要な最低限度の費用を支給します。



## 6 生活保護を受ける人の権利と義務

### (1) 生活保護を受ける人の権利

① 法第56条 不利益変更の禁止

正当な理由がないのに、保護が止められたり保護費が変更されることはありません。

② 法第57条 公課禁止

保護費に税金をかけられることはありません。

③ 法第58条 差押禁止

保護費または保護費を受ける権利を差し押さえられることはありません。

④ 法第64条 不服申立て

福祉事務所の行った決定に不服がある場合は、決定のあったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に静岡県知事に対して、審査請求をすることができます。

### (2) 生活保護を受ける人の義務

① 法第59条 譲渡禁止

生活保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。

② 法第60条 生活上の義務

次のような生活上の努力を行ってください。

▲働くことができる人は、その能力を十分に活用して働いてください。

▲病気やけがをしている人は、医師の指示に従い、治療に専念してください。

▲お金は計画的に使い、節約を心がけてください。

③ 法第61条 届出の義務

すべての世帯員の、収入、支出、その他生計の状況について変動があったとき、または居住地、若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、福祉事務所に届出を行ってください（詳しくは6ページを確認してください。）。

④ 法第62条 指示などに従う義務

福祉事務所から、生活の維持、向上その他保護の目的達成のために必要な指導または指示を受けたときは、これに従う義務があります。また、指導指示に従わないときは、生活保護が受けられなくなることがあります（詳しくは9ページを確認してください。）。

⑤ 法第63条 費用返還義務

やむを得ない事情により、資力があるにもかかわらず保護を受けた場合は、その受けた保護金品に相当する金額を返還しなければなりません（詳しくは9ページを確認してください。）。

## 7 届出と申告について

保護費は世帯の状況や収入の状況に応じて支給額が変動するため、保護費を正確に決定するためには、これらの状況に変動があった際に、速やかに申告をしてもらう必要があります。

### (1) 収入申告について

世帯員全員について、保護費以外のあらゆる収入を得た際は、速やかに「収入申告書」を提出してください。また、収入が全くない場合でも、働くことが可能な人が世帯にいる場合は、毎月「求職活動状況・収入申告書」を提出していただく必要があります。

- ▲給与、賞与が入金されたとき（給与明細書などを添付してください。）。
- ▲年金を受給した時や金額が変更されたとき（振込通知書などを添付してください。）。
- ▲各種手当、給付金が入金されたとき（金額のわかる通知などを添付してください。）。
- ▲不動産や自動車などの売却収入を得たとき（売却益のわかる書類を添付してください。）。
- ▲親族や知人などから仕送り（主食や野菜など、現物によるものを含む。）を受けたとき。
- ▲その他臨時的収入（各種還付金、生命保険の返戻金、宝くじの当選金、動産の売却金など）を得たとき（収入の内容がわかる書類を添付してください。）。
- ※ 借入金（消費者金融、親族、知人からの借入れ、カードローン、キャッシングなど）は、その全額が収入として認定されるため、原則行わないようにしてください。

※ 正しく申告すれば、控除や収入として認定しない取り扱いができるものがあります。

### (2) 資産申告について

世帯員全員について、口座の開設、生命保険の加入、資産（不動産、自動車、生命保険、有価証券、貴金属など）の処分など、資産の状況に変化があった場合は、速やかに「資産申告書」を提出してください。

- ▲不動産の保有について  
世帯員が居住している土地・家屋については、原則保有が認められます。ただし、当該土地・家屋の処分価値（売却した際に得られる利益）があまりにも高い場合や、その他の土地（田、畑、山林、原野、雑種地など）・家屋（世帯員の居住していない家屋など）については、原則保有が認められません。
- ▲自動車の保有について  
単に日常生活の便利に用いられるのみの自動車（自動二輪を含む）については、原則保有も使用も認められておりません。しかし、通勤のために自動車を使用する場合や、障がい者が通院などのために自動車を必要とする場合であって、特定の要件を満たす場合は、例外的に自動車の保有が認められることがあります。

(3) 生活状況が変わるとき

以下のようなときは福祉事務所に報告を行い、必要に応じて申告書などを提出してください。

- ▲仕事を始める、やめる、勤務条件が変わるとき。
- ▲入院・退院するとき。
- ▲住所や家賃が変わるとき。
- ▲出生、死亡、妊娠、転入、転出により、世帯の人数が変わるとき。
- ▲入学、休学、退学、卒業、転校するとき。
- ▲交通事故や災害にあったとき。
- ▲外泊するとき、または世帯員以外の人を自宅に宿泊させるとき。
- ▲身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を取得、喪失、更新したとき。
- ▲健康保険（社会保険）に加入、脱退したとき。
- ▲自立支援医療受給者証、指定難病医療受給者証を取得、喪失、更新したとき。
- ▲介護や障がいなどの福祉サービスが必要となったとき。

(4) 課税調査について

提出された収入申告書などの内容と課税資料（※）に記載された収入額が一致しているか、毎年調査を行います。一致しなかった場合は、不正受給とみなされ、受けた保護金品を徴収されることがありますので、漏れなく速やかに申告をしてください。なお、生活保護廃止後においても、保護を受けていた期間の調査を行い、不正受給が発覚した場合は、受けた保護金品の徴収を行います。

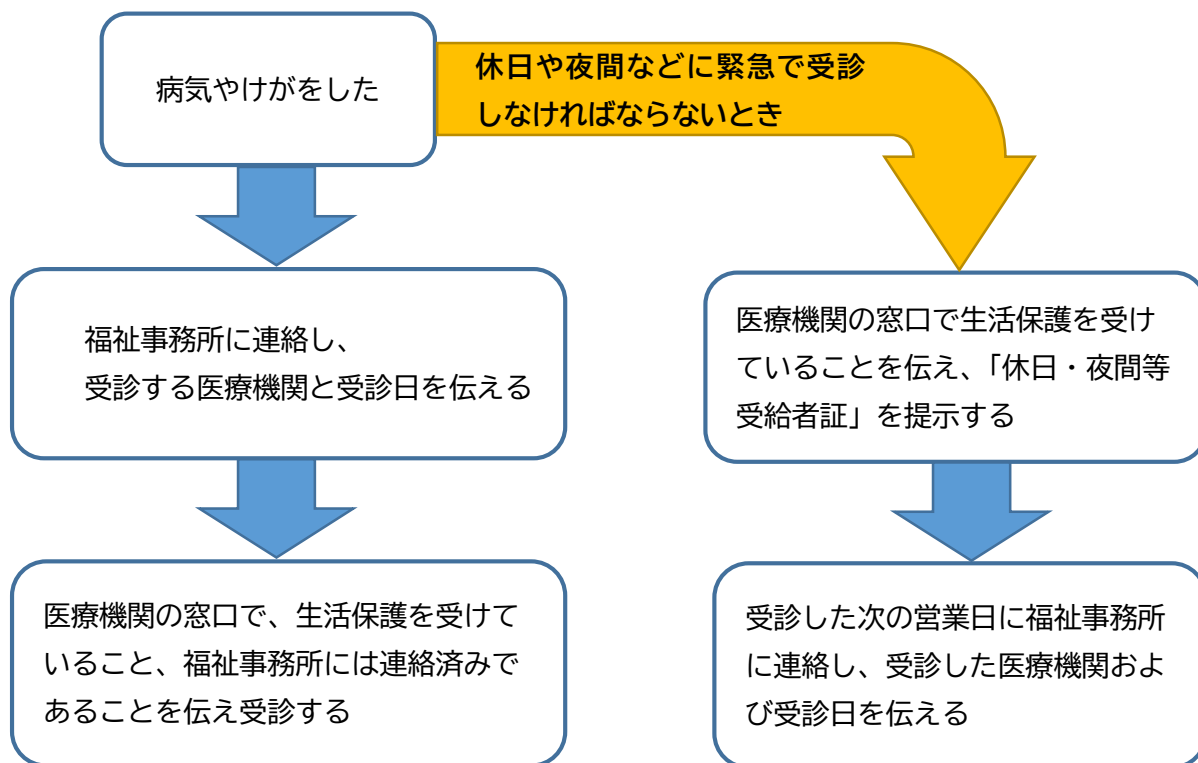
※ 課税資料：給与支払報告書や公的年金の支払報告書など、各自治体が市県民税などを課税するために用いる資料で、給与や年金収入の情報が記載されています。

## 8 医療機関にかかるとき

生活保護を利用している間は、国民健康保険などが利用できません。ただし、勤務先の社会保険に入っている人は、その保険を利用して受診してください。

いずれの場合も、保険が適用される医療行為について、原則自己負担はありませんが、福祉事務所から医療機関へ医療券（診療依頼書）を発送する必要があるため、必ず受診する前に、受診する医療機関名および受診日を知らせてください。

### (1) 医療機関にかかるときの流れ



### (2) 気を付けていただくこと

- ▲生活保護法による指定を受けた医療機関でなければ、かかることができません。
- ▲同じ病気で、同時に2か所以上の医療機関にかかることはできません。
- ▲できるだけ、自宅の近くの医療機関を受診してください。
- ▲医師の指示に従い、適切な通院および服薬などを行ってください。
- ▲特別な理由がない場合は、ジェネリック医薬品を使用してください。
- ▲コルセットなどの装具を必要とする場合は、注文する前に、必ず担当のケースワーカーへ連絡してください。
- ▲病気やけがが治り通院の必要がなくなったとき、または入院、退院したときは速やかに担当のケースワーカーへ連絡してください。

## 9 指導・指示について

あなたや世帯員が、「生活保護を受ける人の義務（５ページ）」について守ることができず、福祉事務所が生活保護の目的達成のために必要だと判断した時は、指導または指示（口頭指導、文書指導、検診命令など）を行います。

指導または指示を受けてもなお、これに従わないときは、保護の変更、停止または廃止を行う場合があります。

## 10 保護費の返還・徴収について

次のような場合には、保護費の返還または徴収を求められることがあります。

### (1) 資力がありながら保護を受けたとき（法第６３条 費用返還義務）

事故や急病などのためすぐに保護が必要なときや、資産などがあってもすぐに活用困難な場合には保護を適用することがあります。このようなときは、受けとった保護費を後からさかのぼって返還しなければなりません。

例

▲交通事故にあい、損害賠償を受けたとき。

▲生命保険の保険金などの支払いを受けたとき。

▲不動産（土地・家屋）や自動車など、保有が認められていない資産を売却したとき。

▲各種年金や手当などをさかのぼって受給したとき。

### (2) 不正に保護を受けたとき（法第７８条 費用の徴収）

収入や資産があるにもかかわらずその届出（申告）をしなかったり、偽りの申告をしたり、不実の申請その他不正な手段により保護を受けたときは、それまでに受けた保護金品の最大で１．４倍の額を徴収されることがあります。また、不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不実の申請」と福祉事務所が判断する場合があります。

なお、当該不正受給が悪質であると判断した場合、刑事告発することがあり、懲役や罰金などの刑事罰が科せられることがあります。

## 11 その他

### (1) 生活保護を受けると免除申請ができるもの

国民年金の保険料、市県民税、固定都市計画税、NHK放送受信料、保育所の保育料などが申請により免除されます。

### (2) 各種相談について

福祉事務所では、生活保護のほか高齢者、介護、児童、ひとり親、障がい者などの福祉の仕事も行っていますので、これらの問題についても相談してください。

## 12 関係機関について

### (1) 民生委員・児童委員について

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々です。また、児童委員も兼ねており、地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行います。

生活保護の申請を受けた際は、その地域を管轄する民生委員・児童委員と情報の共有を行い、見守りなどの支援を依頼する場合があります。

### (2) 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、高齢者が地域の中で元気に生活できるように、介護、福祉、医療など、さまざまな面から支援を行う所です。「どこに相談したらよいかわからない」といった悩みにも、問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげてくれます。

【連絡先】 場所：富士宮市弓沢町150 市役所1階

電話：0544-22-1591

※ お住いの地域包括支援センターの連絡先については一覧表があるため、必要な人は申し出てください。

### (3) 法テラス（日本司法支援センター）について

法テラスは、借金、離婚、相続など、さまざまな法的トラブルを解決するために「道案内」をしてくれる総合案内所です。

生活保護を利用している人で借金がある場合は、法テラスへ連絡し、債務整理（自己破産など）について相談するよう助言する場合があります。

【連絡先】 場所：沼津市三園町1-11 法テラス沼津

電話：0570-07-8322（IP電話：050-3383-5405）

### (4) ハローワーク（公共職業安定所）について

ハローワークは、仕事を探している人や求人事業主の人に対して、さまざまなサービスを無償で提供する、国（厚生労働省）が運営する総合的雇用サービス機関です。

生活保護を利用している人で働くことが可能な人については、ハローワークへ行き、求職活動を行うよう指導する場合があります。

【連絡先】 場所：富士宮市神田川町14-3 ハローワーク富士宮

電話：0544-26-3128

### (5) 年金事務所について

年金事務所は、年金の加入や住所変更の手続き、社会保険の適用や徴収、年金給付に関する相談や給付手続きなどを行うところです。

【連絡先】 場所：富士市横割3丁目5-33 富士年金事務所

電話：0545-61-1900

**【連絡先】**

富士宮市弓沢町150番地

富士宮市役所 福祉総合相談課 保護係

TEL:0544-22-1144